

## 福井県女性活躍推進コンサルタント派遣事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

福井県女性活躍推進コンサルタント派遣事業業務委託

### 2 目的

この事業は、女性活躍に関して課題を抱える県内企業に対しコンサルタントを派遣し、課題の解決を図るとともに、女性の育成・登用に関する企業モデルを構築、県内企業に広く発信することで、県内企業の女性管理職登用や、女性が働きやすい環境整備を加速させることを目的とする。

### 3 事業期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

### 4 事業場所

県内企業5事業所ほか

ただし、支援について、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、委託内容の遂行に支障がない場合は、オンラインでコンサルティングなどを実施することも認める。

### 5 業務内容

業務内容について、女性活躍の推進に関するコンサルティングなど、次の各号に掲げる。

#### (1) コンサルタント支援対象企業の女性活躍に関する現状確認

- ・現状確認作業は支援対象企業を訪問により実施することを先ずは検討すること。
- ・支援対象企業から、県の実施する女性活躍推進関係の研修に対する要望を聞き取る

#### (2) コンサルタント支援対象企業の女性活躍に関する目標・実施計画策定

- ・支援対象企業の担当者と十分な協議を行うこと。
- ・目標について、長期目標と短期目標をたてること。
- ・女性管理職登用に関する具体的な目標をたてること。
- ・支援対象企業に実行組織をつくり、支援終了後も継続して企業が継続的に女性活躍を推進する体制を構築すること。
- ・以下の対策項目について適宜支援対象企業に具体的に提案を行い、実施計画を策定すること。ただし、対策項目はこれに限らない。
  - 女性従業員に対するキャリア形成支援
  - 女性従業員、上司に対する意識改革支援
  - 経営者に対する支援
  - 働きやすい環境整備に関する提案
  - 人事制度の見直し

- (3) 実施計画に基づいた実行支援
  - ・少なくとも1企業あたり2回の実行支援を行うこと。
  - ・進捗状況の確認を行うこと。
  - ・実施の際に生じた問題の解決にも取り組むこと。
  - ・短期目標の達成などのため、必要があれば研修など個別の支援を行うこと。
- (4) コンサルタント支援経過報告、県が開催する勉強会での県内企業への指導、助言
  - ・県が開催を予定する県内企業を参加対象とする女性活躍推進に関する勉強会において、参加者に対し女性活躍推進に関する指導、助言を行うこと。
  - ・当勉強会において、コンサルティング支援経過報告を行うこと。
- (5) 支援結果の確認、今後の対策の整理
  - ・支援終了時点での問題点の洗い出しや、改善に向けた取組みの方向性などを支援企業に対し助言すること。
- (6) 県が見直しを実施する女性活躍推進に関する研修への提案、助言
  - ・県が実施する「未来きらりプログラム」の見直し、お茶の水女子大学と県が示すプログラムで目指すリーダーの姿に対し、効果の見込める具体的な研修方法を提案、助言を行うこと。

## 7 その他上記業務に付随する業務

- (1) 支援対象企業の選定
  - コンサルティング委託業者は、県から指示があれば、支援対象企業の選定に協力すること。
- (2) 打合せ協議
  - 本業務を円滑にかつ効率的に実施するため、着手時、目標・実施計画策定時、結果確認時の3回のほか、勉強会の開催時等には事前に打合せを必要に応じて適宜行う。
- (3) 実施計画書の提出
  - コンサルティング委託業者は、支援対象企業と協議の上、各企業における女性活躍推進に関する実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

## 8 報告書等の提出

コンサルティング委託業者は、県が求める場合は、期日までに実施状況報告書を作成し、知事に提出することとする。

コンサルティング委託業者は、事業が終了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

## 9 基本的な業務スケジュール

- 6月 委託業務契約締結
- 支援企業選定協力
- コンサルティング業務開始、支援対象企業の現状確認開始

- 8月 県が見直しを実施する女性活躍推進に関する研修への提案、助言
- 9月 目標・実施計画策定
- 10月 計画実行支援開始
- 11月 勉強会の実施（予定）
- 令和4年3月末 事業終了、業務完了報告書提出

## 10 注意事項

コンサルティング委託業者は、本業務上知り得た企業内密情報を漏らしてはならない。派遣が終了した後も同様とする。ただし、コンサルティング実施内容についてはこの限りではない。

## 11 その他留意事項

本仕様書に記載のない事項について問題が生じた場合は、発注者と受注者が誠意をもって速やかに協議し、解決する。